

青森労働局最低賃金公示第5号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、青森県自動車小売業最低賃金（平成20年青森労働局最低賃金公示第5号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和元年11月15日

青森労働局長 請園 清人
第4号中「1時間838円」を「1時間861円」に改める。

附 則

この決定は、令和元年12月21日から効力を生ずる。

福島労働局最低賃金公示第3号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、福島県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年福島労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和元年11月15日

福島労働局長 岩瀬 信也
第4号中「1時間851円」を「1時間869円」に改める。

栃木労働局最低賃金公示第3号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、栃木県塗料製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和元年11月15日

栃木労働局長 浅野 浩美
第4号中「1時間943円」を「1時間963円」に改める。

附 則

この決定は、令和元年12月31日から効力を生ずる。

岐阜労働局最低賃金公示第3号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金（平成20年岐阜労働局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和元年11月15日

岐阜労働局長 畑 俊一
第4号中「1時間950円」を「1時間970円」に改める。

附 則

この決定は、令和元年12月21日から効力を生ずる。

愛知労働局最低賃金公示第2号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和元年11月15日

愛知労働局長 木原亜紀生
第4号中「1時間957円」を「1時間975円」に改める。

附 則

この決定は、令和元年12月16日から効力を生ずる。

愛知労働局最低賃金公示第3号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和元年11月15日

愛知労働局長 木原亜紀生
第4号中「1時間928円」を「1時間947円」に改める。

附 則

この決定は、令和元年12月16日から効力を生ずる。

愛知労働局最低賃金公示第4号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第6号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和元年11月15日

愛知労働局長 木原亜紀生
第4号中「1時間936円」を「1時間955円」に改める。

附 則

この決定は、令和元年12月16日から効力を生ずる。

愛知労働局最低賃金公示第5号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、愛知県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第9号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和元年11月15日

愛知労働局長 木原亜紀生
第4号中「1時間921円」を「1時間941円」に改める。

附 則

この決定は、令和元年12月16日から効力を生ずる。

山口労働局最低賃金公示第5号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、山口県百貨店、総合スーパー最低賃金（平成20年山口労働局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和元年11月15日

山口労働局長 村井 完也
第4号中「1時間822円」を「1時間852円」に改める。

徳島労働局最低賃金公示第2号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業最低賃金（平成26年徳島労働局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和元年11月15日

徳島労働局長 日根 直樹
第4号中「1時間857円」を「1時間873円」に改める。

附 則

この決定は、令和元年12月21日から効力を生ずる。

徳島労働局最低賃金公示第3号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年徳島労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和元年11月15日

徳島労働局長 日根 直樹
第4号中「1時間900円」を「1時間925円」に改める。

附 則

この決定は、令和元年12月21日から効力を生ずる。

熊本労働局最低賃金公示第2号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、熊本県百貨店、総合スーパー最低賃金（平成20年熊本労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和元年11月15日

熊本労働局長 木下 正人
第4号中「1時間765円」を「1時間792円」に改める。

熊本労働局最低賃金公示第3号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金（平成20年熊本労働局最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和元年11月15日

熊本労働局長 木下 正人
第4号中「1時間858円」を「1時間884円」に改める。

熊本労働局最低賃金公示第4号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年熊本労働局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和元年11月15日

熊本労働局長 木下 正人
第4号中「1時間807円」を「1時間832円」に改める。